

- 政策目標 2 - 1 : 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

経済の好循環を確実なものとするため、令和 3 年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。

併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政2-1-1 : 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

政2-1-2 : 税制についての広報の充実

関連する内閣の基本方針

- 「第 204 回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 3 年 1 月 18 日)
- 「第 204 回国会 財務大臣財政演説」(令和 3 年 1 月 18 日)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年 9 月 26 日税制調査会)
- 「諮問」(令和 2 年 1 月 10 日税制調査会)
- 「令和 3 年度税制改正の大綱」(令和 2 年 12 月 21 日閣議決定)

施策

政2-1-1 : 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

取組内容

「令和 3 年度税制改正の大綱」において、令和 3 年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けることとしました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設するほか、家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除の特例の延長等を行うこととしました。このほか、納税環境のデジタル化を推進するため、電子帳簿等保存制度の見直しを行うこととしました。

これらの措置を実施するため、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第 204 回国会に提出したところであり、成立後は、その内容について周知徹底を図るなど着実に実施していきます。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」に基づき、税体系全般にわたる見直しを進めます。令和 3 年度税制改正に引き続き、税制調査会(用語集参照)の議論や答申(「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」)などを踏まえながら、個人所得課税については働き方によって有利・不利が生じない公平な税制の構築、資産課税については資産移転の時期の選択に中立的な制度の構築、法人課税についてはグローバル化に対応した法人課税のあり方について検討を進めます。国際課税については、国際的な租税回避や経済のデジタル化に伴う国際課

	<p>税上の課題への対応の検討を進めます。その他、経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制を検討します。</p> <p>なお、租税特別措置については、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料とします。その際、各府省庁の要望に関して、①政策目的と整合的な手段として税制が機能するか、②明確かつ形式的な要件が設定でき税制として成り立つか、また執行可能であるか、③税制措置により国の歳入にどのような影響を与えるか、などの点について検証を行います。また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果も活用し、必要な見直しを行います。</p>
<p>定性的な測定指標</p>	
<p>[主要] 政2-1-1-B-1：令和3年度税制改正の着実な実施と令和4年度税制改正の検討</p>	
<p>(令和3年度目標)</p>	
<p>令和3年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和4年度税制改正の内容を検討していきます。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p>	
<p>「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。</p>	
<p>今回廃止した測定指標とその理由</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）」 ○参考指標 2 「国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較」 ○参考指標 3 「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」 ○参考指標 4 「個人所得課税の税率等の推移」 ○参考指標 5 「個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）」 ○参考指標 6 「法人税率の推移」 ○参考指標 7 「法人実効税率の国際比較」 ○参考指標 8 「国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合」 ○参考指標 9 「付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較」 ○参考指標 10 「相続税の主な改正の内容」 ○参考指標 11 「主要国の相続税の負担率」 ○参考指標 12 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標1）】 ○参考指標 13 「税率比率の推移」【再掲（総2-1：参考指標1）】 ○参考指標 14 「一般会計税収の推移」【再掲（総2-1：参考指標2）】
<p>施策</p>	<p>政2-1-2：税制についての広報の充実</p>
<p>取組内容</p>	<p>税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を行います。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。</p>

さらに、国際社会に対して積極的な情報発信を行っていく観点から、英語版パンフレットの作製・配布、ウェブサイトの充実等の広報活動も行います。

税制についての広報の充実に関して、以下の測定指標を設定し、財務省の税制関連ウェブサイトへのアクセスの容易さやわかりやすさの改善を目指します。

定量的な測定指標

政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数 (単位：人)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
目標値		増加	増加	増加	増加	増加
実績値		30,667	31,206	31,671	N.A	

(注) 令和2年度実績値は、令和3年6月までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書において掲載予定です。

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(目標値の設定の根拠)

税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。

政2-1-2-A-2：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価(内容の分かりやすさ) (単位：%)	年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度目標値
目標値		70	80	80	80	80
実績値		79.3	72.1	87.0	N.A	

(注1) 令和2年度実績値は、令和3年6月までにデータが確定するため、令和2年度実績評価書において掲載予定です。

(注2) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の5段階評価で上位評価(「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」)を得た割合です。

(出所) 主税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、目標値として「80」と設定しました。

定性的な測定指標

[主要] 政2-1-2-B-1：税制に関する広報活動の実施状況 [新]

(令和3年度目標)

パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施します。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。

(目標の設定の根拠)

国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税に対する国民の理解を深めていく必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

(旧) 測定指標政2-1-2-A-3：税制に関する説明会の開催

(理由)

税制に関する説明会を47都道府県で実施することを目標値として設定していましたが、オンライン会議等の活用により、一度の講演・説明会で幅広い地域を対象として実施することが容易になったことから、地域に着目した測定指標を廃止することとしました。

加えて、講演・説明会の開催状況のみならず、新たな取組も含め、税制に関する広報活動の実施状況について総合的に判断する観点から、新たに定性的な測定指標「政2-1-2-B-1：税制に関する広報活動の実施状況」を設定しました。

参考指標 ○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数」

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 税制企画立案費	152,796千円	161,919千円	160,580千円	159,543千円	
(事項) 税制の企画及び立案に必要な経費	152,796千円	161,919千円	160,580千円	159,543千円	
内 諸外国の税制に関する調査	23,766千円	25,754千円	25,754千円	25,579千円	0001

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標2-1に係る予算額を記載しています。

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	-------------------------------------	-------------------	--------